

<補助対象>

- 以下の要件を満たす国民健康保険料（税）へ減免を行った保険者に対して特別調整交付金により財政支援を行うこととする。

	今回の取扱い	原則
補助対象		
主たる生計維持者の死亡	○	×
主たる生計維持者が行方不明	○	○
事業収入等の減少	損失金額 3 / 10 以上かつ前年所得1000万円以下	損失金額 3 / 10 以上かつ前年所得1000万円以下
住宅・家財の損害	損害金額及び所得要件無し (損害程度) (減免割合) 全壊 ⇒ 全部 半壊・大規模半壊 ⇒ 2分の1 床上浸水 ⇒ 2分の1を超えない額	損害金額 3 / 10 以上かつ前年所得1000万円以下
財政負担の要件	無し (3%未満でも可)	保険料(税)必要総額の3%以上

※条例に基づいて行うものである必要がある。

- また、各市町村の条例に基づいて被災者に対して**固定資産税を減免**し、その影響を受けて4方式を採用している市町村の**国民健康保険料（税）の収入が減少した場合についても補助対象**とする。

<補助割合>

- 減免額の10 / 10を支援することを検討中。（平成30年7月豪雨の際も同様の対応を行っている）

<対象保険者>

- 災害救助法が適用された**全市町村**

<期間>

- この取扱いは、**令和元年度まで**とする。

令和元年台風第19号による被災者に係る 医療・介護の一部負担金・介護サービス利用料免除等の措置の延長について

現状

令和元年
10月～

令和2年
～1月

1. 被保険者証の提示不要

被保険者証を提示せずに受診可能

2. 窓口申告による支払い猶予

要件に該当する被災をした旨を窓口で申告すれば
支払いが猶予される

3. 支払いの免除

国保・後期・介護の被保険者※である
場合は支払いが免除される

※災害救助法が適用された全市町村に対応を要請し、対応する旨
回答があった保険者の被保険者。

国保・後期・介護においては免除に要した費用に対し財政支援を
行う。なお、特別調整交付金に設けている交付要件（国保・介護
の場合3%、後期は1%）は、本財政支援では設けない。

（1～3は令和2年1月末までの措置）

今後の対応

令和2年
2月 ～ 3月

令和2年
4月～

措置の延長

令和2年3月まで、
現状の1～3の措置を
延長（2か月間）

1. 被保険者証の提示

医療機関等での窓口において
被保険者証の提示を必要とする

2. 窓口申告による支払い猶予は
令和2年3月末で終了

今後のスケジュール

- 1月14日：要請・意向確認依頼の事務連絡発出
- 1月17日：保険者の回答締切
- 1月20日：方針をとりまとめた上で保険者へ周知



<各都県を通じて保険者へ依頼>

- ①令和2年2月以降の免除の継続を災害救助法適用市町村等に要請
- ②免除証明書発行が間に合わない市町村の申出確認